

第141期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2024年6月21日（金曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

場所

長野市大字中御所字岡田178番地8

当行本店3階 大会議室

※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意は
ございません。
ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目次

第141期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	
【会社提案】	
■第1号議案 剰余金の処分の件	7
■第2号議案 定款一部変更（商号変更）の件	8
■第3号議案 取締役2名選任の件	9
■第4号議案 監査役2名選任の件	12
■第5号議案 取締役の報酬等（取締役に対する 業績連動型報酬）の内容改定の件	16
■第6号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡 制限付株式の付与のための報酬決定の件	17
【株主提案】	
■第7号議案 定款一部変更（国内基準行への転換）の件	21
■第8号議案 定款一部変更（政策保有株式の売却）の件	24
■第9号議案 定款一部変更（政策保有株式の目的の 検証と結果の開示）の件	27
■第10号議案 定款一部変更（取締役報酬の個別開示）の件	30
■第11号議案 剰余金の処分の件	33
■第12号議案 自己株式の取得の件	35
（添付書類）	
第141期事業報告	37
計算書類	60
連結計算書類	63
監査報告書	65

株式会社 **八十二銀行**

証券コード：8359

招集ご通知

株 主 各 位

証券コード 8359
2024年5月31日
(電子提供措置の開始日 2024年5月30日)

長野市大字中御所字岡田178番地8

株式会社 八十二銀行

取締役頭取 松下正樹

第141期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当行第141期定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

本株主総会の株主総会参考書類等は電子提供措置※1をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第141期定時株主総会招集ご通知」および「その他の電子提供措置事項」※2として掲載しております。なお、本株主総会参考書類等につきましては、株主様からの書面交付請求の有無に関わらず、一律に書面をご送付しております。

- ※1. 電子提供措置とは、これまでの書面での送付にかえて、株主総会資料が掲載されたウェブサイトのアドレス等を記載した通知を株主様に送付し、株主様ご自身でウェブサイトへアクセスし、株主総会資料をご確認いただく制度です。
- ※2. 「その他の電子提供措置事項」については3頁に詳細を掲載しております。

当行ウェブサイト <https://www.82bank.co.jp/ir/kabushiki/soukai.html>



また、上記のほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスのうえ、「銘柄名(会社名)」に「八十二銀行」または証券「コード」に「8359」(半角)を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、ご確認ください。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席いただけない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2024年6月20日(木曜日)午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月21日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 長野市大字中御所字岡田178番地8
当行本店3階 大会議室
3. 目的事項
- 報告事項**
- (1) 第141期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
- (2) 第141期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項**
- 【会社提案】**
- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更(商号変更)の件
- 第3号議案 取締役2名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件
- 第5号議案 取締役の報酬等(取締役に対する業績連動型報酬)の内容改定の件
- 第6号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
- 【株主提案】**
- 第7号議案 定款一部変更(国内基準行への転換)の件
- 第8号議案 定款一部変更(政策保有株式の売却)の件
- 第9号議案 定款一部変更(政策保有株式の目的の検証と結果の開示)の件
- 第10号議案 定款一部変更(取締役報酬の個別開示)の件
- 第11号議案 剰余金の処分の件
- 第12号議案 自己株式の取得の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 重複行使の取扱い

議決権行使書とインターネットにより重複して議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきます。また、インターネットで議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

(2) 代理人による議決権行使

当行の議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理人ご本人の議決権行使書および代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(3) 議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

● 「その他の電子提供措置事項」について

「その他の電子提供措置事項」は次の事項となります。なお法令および当行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページおよび東証ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

①事業報告の「新株予約権等に関する事項」、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「業務の適正を確保する体制」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引に関する事項」、「その他」

②計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」

監査役が監査した事業報告、計算書類および連結計算書類は、本招集ご通知に添付の事業報告、計算書類および連結計算書類のほか、上記①から③までの事項となります。

会計監査人が監査した計算書類および連結計算書類は、本招集ご通知に添付の計算書類および連結計算書類のほか、上記②および③の事項となります。

● 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトには修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

議決権は、以下の 3 つの方法により行使いただくことができます。

株主総会ご出席による議決権行使



開催日時 2024年6月21日(金曜日)午前10時

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
紙資源削減のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

書面による議決権行使



行使期限 2024年6月20日(木曜日)午後5時到着分

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。
なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。

インターネットによる議決権行使



行使期限 2024年6月20日(木曜日)午後5時

パソコン、スマートフォンから当行指定の議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。(ただし、毎日午前2時30分から4時30分まで取り扱いを休止します。)

インターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、6頁ヘルプデスクにお問合せください。

議決権行使サイトをご利用いただく際のインターネット接続料・通信料等の費用は株主さまのご負担になります。

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社 ICJ が運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

本総会では、会社提案（取締役会からご提案させていただく議案）と株主提案（株主さま 1 名からご提案された議案）の決議を行います。

書面による議決権行使について

行 使 期 限 2024年 6 月20日（木曜日） 午後 5 時到着分まで

同封の「議決権行使書用紙」に各議案の賛否をご記入のうえ、ご返送ください。

議決権行使書記載例

会社提案・取締役会の意見に ご賛同いただける場合

会社提案	議案	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号
	原案に対し	賛	賛	賛(ただしを除く)	賛(ただしを除く)	賛	賛
	否	否	否	否	否	否	否

株主提案	議案	第7号	第8号	第9号	第10号	第11号	第12号
	原案に対し	賛	賛	賛	賛	賛	賛
	否	否	否	否	否	否	否

ご賛同いただける場合、株主提案議案は「賛」ではなく「否」になりますのでご注意ください。

取締役会はこちらの立場です。

会社提案・取締役会の意見に 反対される場合

会社提案	議案	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号
	原案に対し	賛	賛	賛(ただしを除く)	賛(ただしを除く)	賛	賛
	否	否	否	否	否	否	否

株主提案	議案	第7号	第8号	第9号	第10号	第11号	第12号
	原案に対し	賛	賛	賛	賛	賛	賛
	否	否	否	否	否	否	否

第 7 号議案から第 12 号議案までは株主さま 1 名からのご提案です。
取締役会としてはこれらの議案いずれにも反対しております。詳細は、21 頁以降をご参照ください。

インターネットにより議決権を行使いただく場合につきましては、次頁に記載の画面の案内に従って、賛否をご入力ください。

※各議案に対して賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使について

議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによって議決権を行使される場合は、当行の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用ください。

スマートフォンによる議決権行使

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でアクセスできます。

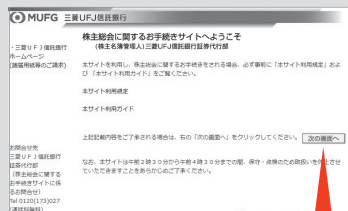


パソコンによる議決権行使

議決権行使ウェブサイトアドレス▶

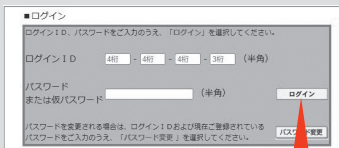
<https://evote.tr.mufig.jp/>

1 議決権行使サイトへアクセスする



「次の画面へ」をクリック

2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



ログインをクリック

3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご利用方法に関するお問合せ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

 0120-173-027（通話料無料）受付時間 9：00～21：00（土曜、日曜、祝日も受付）

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

当行の配当方針は、1株当たりの配当の下限を5円とし、安定配当と自己株式取得による積極的な株主還元を実施することを基本方針としております。

この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、1株につき14円といたしたいと存じます。なお、中間配当金10円と合わせた年間配当金は、24円であります。

1. 配当財産の種類
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当に関する事項および総額
当行普通株式 1株につき14円
配当総額 6,752,820,998円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月24日

第2号議案

定款一部変更（商号変更）の件

1. 変更の理由

- (1) 関係当局の許認可の取得等を前提として、2026 年 1 月 1 日付での合併（以下、「本合併」といいます。）および本合併に伴う商号変更を予定しております。
- (2) 本合併は、当行においては会社法第 796 条第 2 項本文に定める簡易吸収合併であり、株式会社長野銀行においては同法第 784 条第 1 項本文に定める略式吸収合併であるため、いずれも合併契約に関する株主総会の承認を得ることなく実施いたします。
- (3) この商号変更に関する定款一部変更は、本合併の効力発生日（2026 年 1 月 1 日予定）にその効力を生ずるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
(商 号) 第 1 条 当銀行は株式会社八十二銀行と称する。 但し、英文では <u>The Hachijuni Bank, Ltd.</u> と書く。	(商 号) 第 1 条 当銀行は株式会社八十二長野銀行と称する。 但し、英文では <u>The Hachijuni Nagano Bank, Ltd.</u> と書く。

第3号議案

取締役2名選任の件

取締役のうち、田下佳代、金井孝行の2名は、本定時株主総会終結の時をもって任期が満了いたします。これに伴い取締役2名の選任をお願いするもので、候補者は次のとおりであります。

1

た した か よ
田 下 佳 代

1963年4月2日生（満61歳） 女性

社外役員

独立役員

再任

取締役会出席状況 14回／14回（100%） 候補者の有する当行の株式数 12,097株

略歴、当行における地位および担当、重要な兼職の状況

1990年4月 弁護士登録（長野県弁護士会）

1991年4月 宮澤法律事務所勤務

1996年4月 田下法律事務所開設

2007年10月 長野県人事委員会委員
（2023年10月退任）

2014年4月 長野県弁護士会会長
（2015年3月退任）

2016年6月 当行取締役

2024年4月 日本弁護士連合会副会長
現在に至る

候補者とした理由及び期待される役割

弁護士として企業法務に携わり、高い専門性と豊富な経験を有しており、独立した立場から当行の経営に監督・助言を行い、社外取締役としての職務を適切に遂行しております。会社経営に関与したことはありませんが、こうした高い専門性と豊富な経験を活かすことにより、引続き当行の経営に貢献ができる人物と判断し、社外取締役候補者といたしました。選任後は、特に法務分野における専門的な観点から当行の業務執行に対する監督・助言等をいただくことを期待しております。また、選任・報酬委員会の委員として当行の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し独立した立場から関与いただく予定であります。

2

かな

い

たか

ゆき

金井孝行

1959年4月16日生（満65歳）男性

社外役員

独立役員

再任

取締役会出席状況 14回／14回（100%） 候補者の有する当行の株式数 1,644株

略歴、当行における地位および担当、重要な兼職の状況

1982年 4 月	株式会社日本債券信用銀行 （現株式会社あおぞら銀行）入行	2017年 3 月	西本Wismettacホールディングス株式会社代表取締役社長COO （2020年 3 月退任）
2008年10月	同行業務執行役員（2010年 9 月退任）	2020年 6 月	亀田製菓株式会社社外取締役（現任）
2010年10月	西本貿易株式会社専務取締役	2022年 6 月	当行取締役 現在に至る
2012年 3 月	同社代表取締役社長		

候補者とした理由及び期待される役割

株式会社あおぞら銀行業務執行役員、西本Wismettacホールディングス株式会社代表取締役社長COOなどを歴任されており豊富な知見を有しております。社外取締役としての職務も適切に遂行しており、引続き当行の経営に貢献ができる人物と判断し、社外取締役候補者といたしました。選任後は、特に企業経営・ガバナンス分野における専門的な観点から当行の業務執行に対する監督・助言等をいただくことを期待しております。また、選任・報酬委員会の委員として当行の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し独立した立場から関与いただく予定であります。

-
- (注) 1. 田下佳代氏および金井孝行氏とは一般預金者としての通常の取引がありますが、当行の預金に占める取引の規模、性質等に照らし、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および当行が定める独立性の判断基準（14ページ）を満たしていることから、株主、投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えます。
2. 上記1のほか、各取締役候補者と当行の間にいずれも特別の利害関係はありません。
3. 当行は、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2024年12月25日に更新予定となっております。各取締役候補者は選任後被保険者となります。
- 【役員等賠償責任保険契約の内容の概要】
- ① 被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
- ② 填補の対象となる保険事故の概要
特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害および訴訟費用等について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。
- ③ 役員等の職務の適正性が損なわれないための措置
保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしています。
4. 田下佳代氏および金井孝行氏は社外取締役候補者であります。なお、当行は2名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
5. 田下佳代氏は、2016年6月より当行社外取締役を務めており、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって8年となります。
6. 金井孝行氏は、2022年6月より当行社外取締役を務めており、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
7. 当行は、現行定款第29条に基づき、田下佳代氏および金井孝行氏との間に、会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定義される最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。各氏が再任された場合、現契約を継続する予定であります。
8. 会社法施行規則第74条に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特筆すべき事項はありません。
9. 各取締役候補者の年齢は、本定時株主総会開催時の満年齢であります。

第4号議案

監査役2名選任の件

監査役のうち、峰村千秀、山沢清人の2名は、本定時株主総会終結の時をもって任期が満了いたします。これに伴い監査役2名の選任をお願いするもので、候補者は次のとおりであります。本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

1

みね むら ち しゅう
峰 村 千 秀

1966年3月28日生（満58歳） 男性

再任

取締役会出席状況 14回／14回（100%）

監査役会出席状況 14回／14回（100%）

候補者の有する当行の株式数 14,750株

略歴、当行における地位、重要な兼職の状況

1988年4月 当行入行

2020年6月 当行常勤監査役

2009年2月 当行小諸支店副支店長、引続き小諸
エリア小諸支店副支店長、飯田駅前
支店長、市場国際部長 リスク統括
部長

現在に至る

候補者とした理由

営業部門や国際部門、リスク管理部門に携わるなど豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2020年から当行常勤監査役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした豊富な経験や高い見識を活かすことにより、引続き経営監視機能を発揮できる人物と判断し、監査役候補者いたしました。

2

やまざわきよひと
山沢清人

1944年8月4日生（満79歳） 男性

社外役員

独立役員

再任

取締役会出席状況14回／14回（100%）

監査役会出席状況14回／14回（100%）

候補者の有する当行の株式数24,539株

略歴、当行における地位、重要な兼職の状況

1980年4月信州大学工学部助教授

2016年6月当行監査役
現在に至る

1993年10月同大工学部教授

2009年10月同大学長（2015年9月退任）

候補者とした理由

長年にわたって大学の教官を務めた教育者としての高い見識と、学長として大学の運営に携わった豊富な経験を有しており、独立した立場から当行の経営の監視に当たり、社外監査役としての職務を適切に遂行しております。引続き当行の経営監視機能を発揮できる人物と判断し、監査役候補者いたしました。

- (注) 1. 山沢清人氏とは一般預金者としての通常の取引があります。また、同氏は国立大学法人信州大学の学長経験者で、同法人とは預金、貸出金等の通常の取引があるほか、寄付を行っております。これらの取引は、その規模、性質等に照らし、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および当行が定める独立性の判断基準（14ページ）を満たしていることから、株主、投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えます。
2. 上記1のほか、各監査役候補者と当行の間に特別の利害関係はありません。
3. 当行は、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2024年12月25日に更新予定となっております。各監査役候補者は選任後被保険者となります。
- 【役員等賠償責任保険契約の内容の概要】
- ① 被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
- ② 填補の対象となる保険事故の概要
特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害および訴訟費用等について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。
- ③ 役員等の職務の適正性が損なわれないための措置
保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしています。
4. 山沢清人氏は社外監査役候補者であります。なお当行は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
5. 山沢清人氏は、2016年6月より当行社外監査役を務めており、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって8年となります。
6. 当行は、現行定款第39条に基づき、山沢清人氏との間に、会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定義される最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度額とする契約を締結しております。同氏が再任された場合、現契約を継続する予定であります。
7. 会社法施行規則第76条に定める、監査役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特筆すべき事項はありません。
8. 各監査役候補者の年齢は、本定時株主総会開催時の満年齢であります。

(ご参考) 社外役員の選任および独立性の判断基準

■ 社外取締役および社外監査役の選任基準

社外取締役候補者または社外監査役候補者の選任に当たっては、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たすことを前提としつつ、以下の「社外役員の独立性判断基準」により判断しております。

■ 社外役員の独立性判断基準

当行における社外取締役候補者または社外監査役候補者は、原則として、現在または最近において以下のいずれの要件にも該当しない者とする。

- (1) 当行を主要な取引先とする者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (2) 当行の主要な取引先、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (3) 当行から役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等。
- (4) 当行を主要な取引先とするコンサルティング事務所、会計事務所および法律事務所等の社員等。
- (5) 当行から、多額の寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (6) 当行の主要株主、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (7) 次に掲げる者（重要でない者は除く）の近親者。
 - ・ 上記(1)～(6)に該当する者。
 - ・ 当行およびその子会社の取締役、監査役、執行役員および重要な使用人等。

- | | |
|---------------|--|
| ● 「最近」の定義 | 実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。 |
| ● 「主要な取引先」の定義 | 直近事業年度の連結売上高（当行の場合は連結業務粗利益）の1%超を基準に判定する。なお、IFRS適用企業を対象とする場合は、収益（売上収益）の1%超を基準に判定する。 |
| ● 「法人等」の定義 | 法人以外の団体を含む。 |
| ● 「多額」の定義 | 過去3年平均で、年間1,000万円超。ただし、公益を目的とする事業を行う法人（「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づいて設立される法人に限る）に対する寄付の場合を除く。 |
| ● 「近親者」の定義 | 二親等以内の親族。 |
| ● 「重要でない者」の定義 | 会社の役員・部長クラスの者や会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士などを「重要な者」とし、そうでない者を「重要でない者」とする。 |

(ご参考) 取締役・監査役のスキルマトリックス

当行は、取締役会がその役割・責務を実効的に果たすためには、取締役会を構成するメンバーとして当行の業務やその課題に精通する行内の人材が一定数必要であることに加え、取締役会を構成するメンバーの知識・経験・能力の多様性を確保することも重要であると考えております。

このような観点から、当行は、多様な知見やバックグラウンドを有する人材を、取締役・監査役として選任することを基本方針としております。

取締役・監査役（新任候補者を含む）のスキルマトリックスは以下のとおりです。

- (注) 1. 下記マトリックスは、各氏の有するすべての知見・経験を表すものではなく、各氏の経験等を踏まえて特に専門性を発揮することが期待される分野を1人あたり3つずつ記載しております。
2. 各取締役・監査役の地位は本株主総会終了後に就任予定の地位を記載しております。

氏名	地位	性別	特に専門性を発揮することが期待される分野							
			企業経営 組織運営	グローバル	金融 マーケット	営業戦略 企業支援	法務 リスク管理	DX・IT テクノロジー	人事 ダイバー シティ	地域社会 環境
浅井 隆彦	取締役会長	男性	●			●			●	
松下 正樹	取締役頭取	男性	●			●	●			
樋代 章平	取締役副頭取	男性				●	●	●		
中村 誠	取締役	男性		●	●	●				
西澤 仁志	取締役	男性	●		●			●		
田下 佳代	社外取締役	女性	●				●		●	
濱野 京	社外取締役	女性	●	●					●	
神澤 鋭二	社外取締役	男性	●					●		●
金井 孝行	社外取締役	男性	●	●	●					
峰村 千秀	常勤監査役	男性		●		●	●			
笠原 昭寛	常勤監査役	男性				●	●		●	
山沢 清人	社外監査役	男性	●					●		●
田中 隆之	社外監査役	男性		●	●					●
堀 浩	社外監査役	男性	●		●	●				

各分野で求められる主な知識や経験

企業経営 組織運営	・ 企業等の経営・組織運営 ・ 全社的かつ中長期的な視点での経営戦略立案	法務 リスク管理	・ 法制度・各種規制に関する専門的知見 ・ 企業活動全般に関するリスクマネジメント
グローバル	・ 海外事業所や国際金融・貿易に関する事業部門のマネジメント ・ グローバルな視点での戦略立案	DX・IT テクノロジー	・ ITやデジタルトランスフォーメーション、科学技術に関する専門的知見 ・ システムの企画・運用・管理
金融 マーケット	・ 金融市場全般に関する知見、有価証券運用等 ・ 金融業界・金融行政全般の動向	人事 ダイバー シティ	・ 人事管理、人材育成、報酬・給与、福利厚生等、人事全般 ・ ダイバーシティ&インクルージョンの推進
営業戦略 企業支援	・ 営業企画、マーケティング、新規事業開発 ・ 企業審査、ビジネスマッチング、事業再生支援、事業承継・M&A	地域社会 環境	・ 地域社会の歴史・文化・経済等に関する知見 ・ 環境問題や環境経営への取組み

以 上

第5号議案

取締役の報酬等（取締役に対する業績連動型報酬）の内容改定の件

当行の取締役の報酬等の額は、2008年6月25日開催の第125期定時株主総会において、確定金額報酬は月額25百万円以内（ただし、使用人兼取締役の使用人分給与は含みません。）とすること、業績連動型報酬は当期純利益を基準として支給すること、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を年額100百万円以内の範囲で割り当てることにつきご承認いただいております。

今般、当行グループとしての業績向上に対する意識をより高めるため、このうち業績連動型報酬の具体的な計算方法につきまして、基準とする業績指標を「親会社株主に帰属する当期純利益（連結当期純利益）」へ変更し、支給基準を次表のとおり改定したいと存じます。

現在の取締役は9名（うち社外取締役4名）ですが、第3号議案「取締役2名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名（うち社外取締役4名）となります。

本改定の内容につきましては、当行の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、本議案および第6号議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

改定する内容は次表のとおりです。（下線は変更部分を示します。）

現 行		変 更 案	
当期純利益を業績指標とし、各事業年度の単体当期純利益の額に応じて算出された額を毎年一定の時期に現金で支給する。		親会社株主に帰属する当期純利益（以下、「連結当期純利益」）を業績指標とし、各事業年度の連結当期純利益の額に応じて算出された額を毎年一定の時期に現金で支給する。	
当期純利益による業績連動型報酬枠		連結当期純利益による業績連動型報酬枠	
当期純利益水準	報酬枠	連結当期純利益水準	報酬枠
～100億円以下	－	～50億円以下	－
100億円超～150億円以下	4千万円	50億円超～100億円以下	2千万円
150億円超～200億円以下	5千万円	100億円超～150億円以下	3千万円
200億円超～250億円以下	6千万円	150億円超～200億円以下	4千万円
250億円超～300億円以下	7千万円	200億円超～250億円以下	5千万円
300億円超～350億円以下	8千万円	250億円超～300億円以下	6千万円
350億円超	9千万円	300億円超～350億円以下	7千万円
		350億円超～400億円以下	8千万円
		400億円超	9千万円

第6号議案

取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当行の取締役の報酬等の額は、2008年6月25日開催の第125期定時株主総会において、確定金額報酬は月額25百万円以内（ただし、使用人兼取締役の使用人分給与は含みません。）とすること、業績連動型報酬は当期純利益を基準として支給すること、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を年額100百万円以内の範囲で割り当てることにつきご承認いただいております。

当行は、役員報酬制度の見直しの一環として、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有し、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的として、現行の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権による報酬に代えて、当行の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」）に対して、上記の報酬枠とは別枠にて、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。なお、本議案が承認可決された場合には、現行の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権報酬は廃止することとし、今後、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の新たな発行は行わないものとしたします。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額100百万円以内（ただし、使用人兼取締役の使用人分給与は含みません。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は9名（うち社外取締役4名）ですが、第3号議案「取締役2名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名（うち社外取締役4名）となります。

また、対象取締役は、当行の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当行の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当行の普通株式の総数は年15万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当行の普通株式の株式分割（当行の普通株式の無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当行の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整します。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当行の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当行の普通株式の発行または処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当行と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行または処分をされる当行の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当行の業績、当行の取

締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、第5号議案および本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

また、本株主総会で本制度に関する議案が原案どおり承認可決された場合、当行の取締役を兼務しない執行役員に対しても同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

【本割当契約の内容の概要】

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より30年間（以下、「譲渡制限期間」）、本割当契約により割当てを受けた当行の普通株式（以下、「本割当株式」）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」）。

（2）退任時の取扱い

対象取締役が当行の取締役会が予め定める期間（以下、「役務提供期間」）の満了前に当行または当行子会社の役職員の地位のうち当行の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由（対象取締役の自己都合によるものは含まない。以下同じ。）がある場合を除き、当行は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（3）譲渡制限の解除

当行は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当行または当行子会社の役職員の地位のうち当行の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点（ただし、譲渡制限期間中に、対象取締役が当行または当行子会社の役職員等の地位のうち当行の取締役会が予め定める地位を任期満了、死亡その他の正当な理由により退任した場合は当該退任の直後の時点。）をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当行または当行子会社の役職員の地位のうち当行の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当行は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）マルス・クローバック条項

当行は、譲渡制限期間中および譲渡制限の解除後において、対象取締役が法令または社内規程等に重要な点で違反したと当行の取締役会が認めた場合および重大な不正会計や巨額損失等を含む当行の取締役会が定める一定の事由が生じた場合、対象取締役に割当てられた本割当株式または譲渡制限が解除された当行普通株式の全部または一部を無償取得することや、本割当株式または譲渡制限が解除された当行普通株式の相当額を支払わせる条項を定めるものとする。

（5）組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当行は、譲渡制限期間中に、当行が消滅会社となる合併契

約、当行が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当行の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当行の株主総会による承認を要さない場合においては、当行の取締役会）で承認された場合には、当行の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当行は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（６）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当行の取締役会において定めるものとする。

【ご参考】取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

１．基本方針

当行の取締役の報酬は、取締役が業績向上と企業価値向上への貢献意欲、ならびに株主重視の経営意識を高めて経営を行うためのインセンティブとなる体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各取締役が果たすべき職責やその成果等を踏まえ適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、確定金額報酬、業績連動型報酬および非金銭報酬により構成する。

なお、社外取締役については、その職務に鑑み、確定金額報酬のみを支払うこととする。

２．確定金額報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

確定金額報酬は月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、当行業績や他社水準等を総合的に勘案して決定する。

３．業績連動型報酬に係る業績指標の内容およびその業績連動型報酬の額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

業績連動型報酬は、取締役の業績向上への貢献意欲や士気を高めることを目的とした短期インセンティブとして位置付け、「親会社株主に帰属する当期純利益」（以下、「連結当期純利益」）を業績指標とし、各事業年度の連結当期純利益の額に応じて算出された額を毎年一定の時期に現金で支給する。

４．非金銭報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

非金銭報酬は、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有し、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的と位置付け、譲渡制限付株式報酬とする。各取締役に譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の額および割り当てる譲渡制限付株式の数は、株主総会で承認された上限金額および上限株式数の範囲内で役位別に定める基準、職責を考慮して算出し、取締役会の決議のうえ、毎年一定の時期に割り当てる。

5. 確定金額報酬の額、業績連動型報酬の額、非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

各取締役の種類別の報酬割合は、基本方針を踏まえ、役位に応じた適切な割合とする。

なお、取締役の個人別の報酬等の額の割合を決定する上で前提となる全体の種類別の報酬金額は以下のとおり。

種類別の報酬金額（2008年6月25日株主総会決議、2024年6月21日株主総会決議）

・取締役の報酬体系は確定金額報酬、業績連動型報酬、譲渡制限付株式報酬とし、以下のとおりとする。（ただし、使用人兼取締役の使用人分給与は含まない）

- i 確定金額報酬は月額25百万円以内とすること
- ii 業績連動型報酬は連結当期純利益を基準として支給すること
- iii 譲渡制限付株式報酬は年額100百万円以内（1年間の株数の上限：普通株式15万株以内）の範囲で割り当てること

・連結当期純利益による業績連動型報酬枠

連結当期純利益水準	報酬枠
～ 50億円以下	－
50億円超～100億円以下	2千万円
100億円超～150億円以下	3千万円
150億円超～200億円以下	4千万円
200億円超～250億円以下	5千万円
250億円超～300億円以下	6千万円
300億円超～350億円以下	7千万円
350億円超～400億円以下	8千万円
400億円超	9千万円

6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬等の内容の決定については取締役会決議に基づき取締役頭取がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の確定金額報酬の額および業績連動型報酬の額ならびに譲渡制限付株式の割当数とする。なお、選任・報酬委員会は、取締役の報酬に関する事項について審議し、取締役会に対し助言・提言を行うものとし、取締役頭取は、その助言・提言を踏まえて各取締役の確定金額報酬の額および業績連動型報酬の額ならびに譲渡制限付株式の割当数を決定する。

＜株主提案（第7号議案から第12号議案まで）＞

第7号議案から第12号議案までは、株主様1名（LIM Japan Event Master Fund様、議決権の数300個）（以下、「本提案株主」といいます。）からのご提案によるものであります。

以下の提案内容及び提案理由は、本提案株主から提出された株主提案書の該当箇所を原文のまま掲載しております。

第7号議案

定款一部変更（国内基準行への転換）の件

（1）議案の要領

当社の定款に以下の条文を新設する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
（新設）	（国内基準行） 第2条の2 <u>当銀行は、国内基準行として、前条に定める業務を営むこととする。</u>

（2）提案の理由

当社の少数株主は苦汁を飲まされてきた。株価純資産倍率(PBR)は2006年以來の1倍割れが続いており、2024年4月12日時点で0.5倍にも満たない。マクロ要因がその一端にあるものの、事業のリスク・リターンに見合わない過剰資本と政策保有株式の肥大を看過した経営判断が、当社株式に対する市場の低い評価につながったと言わざるを得ない。

邦銀に適用される自己資本比率規制には、国際統一基準と国内基準の2種類がある。海外支店を有する国際統一基準行の当社には8%の自己資本比率が課せられ、配当金支払いなどを担保する資本保全バッファとして、2.5%分の自己資本比率も上乘せされる。一方で、海外に営業拠点を有しない銀行（国内基準行）は4%の自己資本比率で済む。

地方銀行にとっての国際統一基準行とは、ほとんどの場合において、経営者のプライドと自意識を満足させる「ステータス」に過ぎない。実際のところ、当社の海外融資残高が全資産に占める割合は2023年3月末時点で、10行ある地方銀行の国際基準行の中では最低水準の0.1%にとどまる。当社が2021年に公表した「中期経営ビジョン2021」では「[金融×非金融×リレーション]」でお客さまと地域を支援する」ことを主眼においており、海外に営業拠点を置く根拠に乏しい。当社のPBRは地方銀行の国際基準行の中でも最も低い水準にあるが、2023年3月末時点の自

己資本比率は同最高水準の約18%ある。過剰資本が低PBRの原因となっているのは明らかであり、国内基準行に転換することで、資本コストを上回るリターンを生む成長投資と株主還元へ余剰資本を充て、これ以上の株主価値毀損を防ぐべきである。国内基準行が駐在事務所を設置するという形式でも、地元企業の海外進出を支援できるわけであるから、国内基準行への転換は、当社の掲げる「健全経営を堅持し、もって地域社会の発展に寄与する」という経営理念に相反しないうえ、株式会社長野銀行との経営統合プロセス(PMI)にも影響はない。

東京証券取引所が2023年1月30日に公表した「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議の論点整理」では、「我が国においては、経営者が資本コストや株価を意識していないケースが多く、経営者の意識改革やリテラシー向上、企業経営における自律性の向上が必要」、「まずは、経営者に対して、自社の資本コストや資本収益性を的確に把握し、その状況や株価・時価総額の評価を行ったうえで、必要に応じて、改善に向けた方針や具体的な取組などを開示することを促していくことにより、それをきっかけとした対話の促進や、経営者のリテラシー向上を図っていくことが考えられる」とした上で、「特に、継続的にPBRが1倍を割れている（すなわち、資本コストを上回る資本収益性を達成できていない、あるいは、資本コストを上回る資本収益性を達成しているものの将来の成長性が投資者から十分に期待されていないと考えられる）会社に対しては、改善に向けた方針や具体的な取組などの開示を求めていくべき」としている。

さらに、東京証券取引所が同日に公表した「論点整理を踏まえた今後の東証の対応」では、「経営陣や取締役会において、自社の資本コストや資本収益性を的確に把握し、その状況や株価・時価総額の評価を議論のうえ、必要に応じて改善に向けた方針や具体的な取組、その進捗状況などを開示することを要請」するとした上で、「継続的にPBRが1倍を割れている会社には、開示を強く要請」するとした。

東京証券取引所が策定したコーポレートガバナンス・コードは、「原則5-2. 経営戦略や経営計画の策定・公表」において、「経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人的資本への投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。」と定める。

当社による国内基準行への転換はPBR改善に資する。実際、株主資本利益率（ROE）とPBRを改善すべく、国際基準行から国内基準行への転換を決めた地方銀行も出てきた。当社がPBR1倍を目指すうえで、国内基準行転換は経営の重要な論点となるはずだが、2023年11月の第52回インフォメーションミーティングなどで当社がこれまで開示している「PBR向上に向けた取組み」では触れられずじまいである。

当行取締役会の意見

反対 当行取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

当行は、「健全経営を堅持し、もって地域社会の発展に寄与する」を経営理念として掲げ、地域の役に立つことを考え行動し続けることを使命として活動しております。

「中期経営ビジョン 2021」で掲げる5つのテーマのうち、「総合金融サービス・機能の提供」では、多様化・高度化するお客さまのニーズにお応えするため、当行グループの経営資源をフル活用し様々なご提案を行なっております。昨今急速に進むグローバル化は地域経済においても例外ではなく、当行もシンガポール支店を設置し、成長著しいアジアを中心に地域企業等のお客さまの海外ビジネスを幅広くサポートしておりますが、国際統一基準行としての情報力や蓄積されたノウハウは、当行の収益に貢献していると考えています。こういった取組みを地道に重ねていくことが、地域経済の発展、ひいては当行の企業価値向上に繋がるものと判断しております。

当行は、PBR向上に向けた取組みを公表し、特にROEの向上に資する収益力の向上に向けた様々な取組みを進めております。収益力の向上には、海外の成長力も取り込みながら成長分野へ経営資源を効果的に投入していくことが必要であり、海外展開もその一環として大変重要な要素であると認識しております。したがって、当行にとって、国際統一基準行であることにはメリットがあり、PBRの低迷に繋がるものとは考えておりません。

一方、仮に本議案を実施した場合には、当行は、上記で述べたようなお客さまの海外ビジネスのサポートを実施することは困難となり、当行の企業価値の向上を停滞させることになります。このことは、結果として、株主の皆さまの中長期的な利益を損なうことになるものと認識しております。

そもそも、本議案が内容とする自己資本比率規制の基準として国際統一基準ではなく国内基準を選択するといった内容は、会社の組織・運営の基本的事項を定める根本規範である定款に定めることは適当でなく、当行取締役会としては現行の定款を維持したいと考えております。

以上の理由により、当行取締役会は本議案に反対いたします。

第8号議案

定款一部変更（政策保有株式の売却）の件

（1）議案の要領

当社の定款に以下の章及び条文を新設する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した章及び条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	第 7 章 政策保有株式
	(政策保有株式の売却) 第46条 当銀行は、2027年3月31日までに、 政策保有株式を連結貸借対照表における簿価純 資産の10%未満まで処分するものとする。

（2）提案の理由

安定株主工作及び恣意的な益出しの手段として機能する政策保有株式は、資本効率の悪化を招くだけでなく、経営者の規律付けの弊害となるが、当社の第140期（2022年4月1日～2023年3月31日）有価証券報告書によれば、2023年3月末時点で、上場株式のみで約4477億円もの政策保有株式を保有しており、これは当社株の直近時価総額の90%超にも達する異常値である。株主は、当社の事業内容に見合わない過大なリスクを取らされているわけだが、株主が当社に投資するのは、株主が自分では直接投資できない地域経済への金融仲介価値に期待しているのであって、日本株運用を当社に委託しているわけでない。株主は、上場している日本株には自身で投資できるからである。

政策保有株式は、リスクやボラティリティが他の運用対象に比べて高い金融資産であるにもかかわらず、当社はプロの機関投資家のように政策保有株式のフェア・バリュー（真正価値）を算定しているわけではない。「持続的成長への競争力とインセンティブ～企業と投資家の望ましい関係構築～」プロジェクト（伊藤レポート）が提言・推奨するように、上場企業には、「目指すべきROE水準と資本コストへの認識を高める」（同13頁）ことが求められているが、当社の政策保有株式は事業リスク以上の資本コストと本業で稼ぐ力を十分に反映しないROEをもたらす。

国際統一基準行は政策保有株式の含み益を自己資本に算入できる。当社が抱える政策保有株式の税後含み益は2023年3月末時点でリスク資産の約6%相当であると推測され、これは自己資本比率の約3割も占める。景気変動と政策保有株式の含み益は正の相関があるという「プロシクリシティ」の観点から、政策保有株式は「質の悪い」自己資本と言わざるを得ない。また、当社は

政策保有株式の削減計画を簿価ベースで開示しているが、株主が知りたいのは、投資リスクの実態を反映した時価ベースの削減計画である。

2023年9月の日本経済新聞電子版に掲載された「八十二銀行の松下頭取、投資家の政策株縮減要求に異論」なるインタビュー記事において、「含み益は長年にわたって企業を育ててきた証しだ」と松下正樹頭取は説明するが、当社が保有する政策保有株式で時価で最高額となっている信越化学工業株式会社と当社はほとんど取引関係にない。同記事では、「一度に売ってしまったら（さらなる）値上がり益をとるチャンスを逸する。思い切った施策を打つには自己資本の厚みがあることが大事だ。（手放す際に出資先などへ）説明が必要だとしても、すぐに換金できる政策保有株を持つことは武器となる」とも松下頭取は述べているが、そもそも当社は政策保有株式のフェア・バリューを計算しているとは推測できず、プロシクリカリティの概念も欠けていると言わざるを得ない。前述のように、株主が当社に投資するのは、株主が自分では直接投資できない地域経済への金融仲介価値に期待しているのであって、日本株運用を当社に委託しているわけでない少数株主の立場を軽んじている。

時価でみた政策保有株式の抜本的削減は当社のPBR改善に資する。実際のところ、政策保有株式を売り切る経営目標を掲げる地方銀行が増えてきた。当社においても、時価総額に対して不釣り合いに大きい政策保有株式を放置したままでは、株主資本コストにROEが劣後する非効率的な資本配分を是正できない。加えて、大手の損害保険会社による企業向け保険の価格調整問題で明らかになったように、政策保有株式の持ち合いを通じた企業とのもたれ合いは、不正行為の温床となる可能性がある。そこで、当社の政策保有株式の縮減を速やかに実施させるべく、一定の期限までに政策保有株式の大部分を処分することを当社に義務付ける旨の定款規定を設けることを提案する。当社の政策保有株式の流動性を鑑みるに、簿価純資産の10%未満まで処分するためには、3年間という売却期間は十分に余裕のある期間である。

当行取締役会の意見

反対 当行取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

当行は、政策保有株式について、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか否かを検証するほか、当行および取引先の中長期的な成長、または地域経済の成長に資するか否か等を検証することで保有の合理性を判断し、原則として合理性が認められない政策保有株式については投資先との十分な対話を経たうえで縮減すること、また、取締役会は、保有の合理性について毎年個別銘柄毎にこれを検証し、適切な方法で検証の内容を開示することを基本方針としております。

この方針に基づき縮減を進めるため、2026年3月期において「2021年3月期（中期経営ビジョン2021スタート時点）比簿価ベースで20%縮減」という具体的な数値目標を設定し取り組んでおります。

このように、当行は、政策保有株式縮減に向けた方針を定め、それに即した取組みを通じ具体的な縮減を進めているところであり、個別銘柄毎の保有目的や合理性等については取締役会で検証し、投資先との十分な対話を経たうえで縮減するとの現在の方針を堅持することが適切であると判断しております。

また、本議案が内容とする政策保有株式の処分に関する具体的な期限や割合はそもそも会社の組織・運営の基本的事項を定める根本規範である定款の規定にはなじまないものであり、定款に定めることは適当でないと考えております。

以上の理由により、当行取締役会は本議案に反対いたします。

第9号議案

定款一部変更（政策保有株式の目的の検証と結果の開示）の件

（1）議案の要領

当社の定款に以下の条文を新設する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した章及び条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(政策保有株式の目的の検証と結果の開示) 第47条 当銀行は、取締役会で、当銀行が保有する個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証する。 2. 当銀行は、取引関係の維持・強化等の政策保有株式の保有目的が政策保有株式の保有によって実際に果たされているかを検証するため、少なくとも年1回以上、保有する政策保有株式の発行会社に対して、当銀行が政策保有株式を売却すると、政策保有株式の保有目的が果たされなくなるか否か及びその理由の聴取を行う。 3. 当銀行は、第1項に基づく取締役会での検証結果及び第2項に基づく発行会社への聴取に対する回答の内容を、発行会社ごとに、当銀行が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書で開示する。

（2）提案の理由

当社は2023年3月末時点で約4477億円もの政策保有株式を保有し、これは当社株の直近時価総額の90%超にも達する。政策保有株式は、リスクやボラティリティが他の運用対象に比べて高い金融資産であるにもかかわらず、当社はプロの機関投資家のように政策保有株式のフェア・バリューを算定しているわけではない。大手の損害保険会社による企業向け保険の価格調整問題で明らかになったように、政策保有株式の持ち合いを通じた企業とのもたれ合いは、不正行為の温床となる可能性もある。政策保有株式の保有割合など融資契約の条件以外の要素が、顧客獲得競争に影響を与えるリスクをも内包している。

2023年9月の日本経済新聞電子版に掲載された「八十二銀行の松下頭取、投資家の政策株縮減要求に異論」なるインタビュー記事において、「含み益は長年にわたって企業を育ててきた証しだ」と松下正樹頭取は説明するが、当社が保有する政策保有株式で時価で最高額となっている信越化学工業株式会社と当社はほとんど取引関係にない。同記事では、「一度に売ってしまったら（さらなる）値上がり益をとるチャンスを逸する。思い切った施策を打つには自己資本の厚みがあることが大事だ。（手放す際に出資先などへ）説明が必要だとしても、すぐに換金できる政策保有株を持つことは武器となる」とも松下頭取は述べているが、そもそも当社は政策保有株式のフェア・バリューを計算しているとは推測できず、プロシクリカリティの概念も欠けている。前述のように、株主が当社に投資するのは、株主が自分では直接投資できない地域経済への金融仲介価値に期待しているのであって、日本株運用を当社に委託しているわけでない少数株主の立場を軽んじている。

第140期有価証券報告書では、政策保有株式に該当する「保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式」の「上場株式にかかる保有の合理性については、当行の資本コストに基づくリスク・リターン指標(RORA)の基準値を設定し、個社毎に検証を実施します」とする。だが、実際のところは、政策保有株式の保有を通じて、融資といった事業展開を取引先企業に期待するというのが当社にとっての「保有の合理性」であると推測されるところであり、このような手法は、取引先企業からすると自社にとって最も良い条件を提示する金融機関ではなく、株主である当社との取引を優先するということであるから、取引先企業の他の株主と当社の利益相反につながるうえ、大手の損害保険会社による企業向け保険の価格調整問題で明らかになった不正行為のリスクもはらんでいると言わざるをえない。よって、政策保有株式は、当社の掲げる「健全経営を堅持し、もって地域社会の発展に寄与する」という経営理念にそぐわないリスクを内包している。

そもそも、「上場株式にかかる保有の合理性については、当行の資本コストに基づくリスク・リターン指標(RORA)の基準値を設定」する手法は、リスク・リターンの性質が全く異なるアセット・クラスである株式や融資債権などを混同している可能性がある。政策保有株式を保有するという事業のハードル・レートは、同事業の資本コストであるべきある。一方で、日本の主要な上場企業のROEは8%以上あり、5%をROE目標に掲げる当社の資本コストを基準値とすることは、投資魅力のない政策保有株式を保有していることを自ら認めており、当社の少数株主軽視の姿勢を反映している。

当行取締役会の意見

反対 当行取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

当行は、政策保有株式について、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか否かを検証するほか、当行および取引先の中長期的な成長、または地域経済の成長に資するか否か等を検証することで保有の合理性を判断し、原則として合理性が認められない政策保有株式については投資先との十分な対話を経たうえで縮減すること、また、取締役会は、保有の合理性について毎年個別銘柄毎にこれを検証し、適切な方法で検証の内容を開示することを基本方針としております。

本議案が内容とする政策保有株式の保有目的の検証方法等は、そもそも会社の組織・運営の基本的事項を定める根本規範である定款の規定にはなじまないものであるうえ、当行は、政策保有株式投資により構築した取引先との関係維持のメリットを十分に勘案しつつ、上記のとおり適切に検証・開示を行うことを基本方針としていることに照らしても、本議案の内容を定款に定める必要もないと考えております。

以上の理由により、当行取締役会は本議案に反対いたします。

第10号議案

定款一部変更（取締役報酬の個別開示）の件

（1）議案の要領

当社の定款に以下の条文を新設する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
（新設）	（取締役の報酬等） 第25条（省略） 2. <u>取締役の報酬については、毎年、事業報告及び有価証券報告書において、個別に報酬額、内容及び決定方法を開示する。</u>

（2）提案の理由

当社の株価はPBRの1倍割れが慢性化しているが、安定株主工作及び恣意的な益出しの手段として機能する政策保有株式を多く抱えているという点で、当社にはコーポレートガバナンス上の問題が生じている。対して、取締役の個別の報酬は、取締役会が当社の直面する課題をどのように評価し、それを個別の取締役の報酬にどのように反映しているかを示しており、コーポレートガバナンスとキャピタル・アロケーションの問題の原因を明らかにする役割を果たす。

PBR1倍割れや政策保有株式の肥大を放置する当社の取締役会においては、当社が抱えるコーポレートガバナンス上の問題を改善する役割を果たし、資本効率や少数株主保護の面で経営陣に責任感を持たせることが期待できない。よって、株主がより積極的に牽制を効かせることができるような環境を整えるべく、取締役報酬の個別開示を当社に義務付ける旨の定款規定を設けることを提案するものである。

当社が2023年12月に開示した「コーポレートガバナンス報告書」によれば、「個々の取締役の報酬の決定に際しては各取締役が果たすべき職責やその成果等を踏まえ適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、確定金額報酬、業績連動型報酬および非金銭報酬により構成する」とある。確定金額報酬は、「月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、当行業績や他社水準等を総合的に勘案して決定する」、業績連動型報酬は、「取締役の業績向上への貢献意欲や士気を高めることを目的とした短期インセンティブとして位置付け、一事業年度の最終成果である当期純利益を業績指標とし、各事業年度の単体当期純利益の額に応じて算出された額を毎年一定の時期に現金で支給する」とあるが、その具体的な算出方法及び配分方法が明示されていない。そもそも、ROEといった資本効率が指標に入っていないため、取締役のインセンティブが株主の利益（特に少数株主の利益）とどのように連動しているのかを公表資料から窺い知るこ

とができない。

コーポレートガバナンス・コードは、「原則4-2. 取締役会の役割・責務(2)」の補充原則4-2①において、「取締役会は、経営陣の報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、客観性・透明性ある手続に従い、報酬制度を設計し、具体的な報酬額を決定すべきである。その際、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである」と定めているが、当社の取締役の報酬制度は、株主共同の利益に資する仕組みとはなっていない可能性が高い。

そこで、株主及び株式市場が当社経営陣のパフォーマンス及び当社のコーポレートガバナンスの問題を適切に評価することができる環境を整えるため、取締役の報酬の個別開示を当社に義務付ける旨の定款規定を設けることを提案するものである。

東京証券取引所が2023年1月30日に公表した「論点整理を踏まえた今後の東証の対応」では、「経営陣や取締役会において、自社の資本コストや資本収益性を的確に把握し、その状況や株価・時価総額の評価を議論のうえ、必要に応じて改善に向けた方針や具体的な取組、その進捗状況などを開示することを要請」するとした上で、「継続的にPBRが1倍を割れている会社には、開示を強く要請」するとしている。当社のPBR1倍割れは20年近く続いているが、PBR1倍回復が取締役のインセンティブとなっているか否かは「(PBR)改善に向けた方針や具体的な取組」の重要な項目である。

当行取締役会の意見

反対 当行取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

当行の取締役の報酬は、取締役が業績向上と企業価値向上への貢献意欲、ならびに株主重視の経営意識を高めて経営を行なうためのインセンティブとなる体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各取締役が果たすべき職責やその成果等を踏まえ適正な水準とすることを基本方針としております。

また、社外取締役が過半数を占め、かつ、社外取締役が委員長を務める「選任・報酬委員会」が、取締役の報酬に関する事項について審議し、取締役会に対し助言・提言を行なう体制としております。

このように決定された取締役の各年度の報酬等については、有価証券報告書において、役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数を適正に開示しております。

本議案は、取締役の報酬について個別に報酬額を開示する旨の規定を定款に新設することを求めるものですが、そのような規定はそもそも会社の組織・運営の基本的事項を定める根本規範である定款の規定にはなじまないものです。さらに、当行は、上記のとおり取締役の報酬等の決定方針および支給実績等を開示しております。取締役の個人別の報酬額は開示しておりませんが、コーポレートガバナンスの重要事項の1つとして認識し、社外取締役が過半数を占める「選任・報酬委員会」からの答申を踏まえて取締役会が決定することで、透明性と客観性を確保しておりますので、本議案の内容を定款に定める必要もないと考えております。

以上の理由により、当行取締役会は、本議案に反対いたします。

剰余金の処分の件

(1) 議案の要領

剰余金の処分を以下のとおりとする。

本議案は、本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案する場合には、同提案とは独立して追加で提案するものである。

ア 配当財産の種類
金銭

イ 1株当たり配当額

金62円から本定時株主総会に当社取締役会が提案し本定時株主総会において承認された当社普通株式1株当たりの剰余金配当額を控除した金額（本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案しない場合には金62円）

ウ 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき上記イの1株当たり配当額（配当総額は、1株当たり配当額に2024年3月31日現在の当社発行済み普通株式総数（自己株式を除く。）を乗じて算出した金額）

エ 剰余金の配当が効力を生じる日
本定時株主総会の日

オ 配当金支払開始日
本定時株主総会の日翌営業日から起算して、3週間後の日

(2) 提案の理由

自己資本の肥大化がさらに膨らみ、PBR1倍割れが長期化することで、株主価値が毀損し続けるリスクを勘案するならば、当社の資本効率が悪化し続ける悪循環に歯止めをかけるべく、株主還元に踏み切ることこそが、少数株主保護に資する。

2023年11月の第52回インフォメーションミーティングの開示資料39頁、「PBR向上に向けた取組み」の項において、当社はPERの中身として、株主資本コストから期待成長率を差し引いた逆数を示しているが、正確な表現ではない。成長する事業のROEが株主資本コストを上回っていない限り、利益成長は逆にPERを低下させ、株主価値を毀損するためである。よって、当社の「PBR向上に向けた取組み」には「期待成長率」の質に関する議論が不十分であり、当社の「成長」が果たして、PBR1倍回復に寄与するかが不透明である。

そもそも、2023年9月の日本経済新聞電子版に掲載された「八十二銀行の松下頭取、投資家の政策株縮減要求に異論」なるインタビュー記事で「思い切った施策を打つには自己資本の厚みがあることが大事だ」と松下頭取が述べる一方で、第52回インフォメーションミーティングにおける質疑応答において、「自己資本比率の16.77%は高いと思うが、妥当と考える自己資本比

率はどれくらいか」という質問に対して「今の段階では申し上げられない。さまざまな展開を検討している」、「財務レバレッジが低いと思うが、今後増やしていくのか」との質問には「適正な自己資本等について検討中である」と当社は回答しており、過剰資本是正の議論が進んでいないことがうかがわれ、PBR対策に手をこまぬいていると言わざるを得ない。

そこで、少なくとも100%の配当性向が必要となり、上記(1)に記載のとおり、2024年3月期の当社業績見通しの1株当たり当期純利益に相当する72円から中間配当金10円を差し引いた62円を株主に配当するよう提案するものである。当社は国際統一基準行としても十分に高い自己資本比率を誇っており、100%の配当性向は当社の地域経済に対するシステミック・リスクとなる可能性は低い。

当行取締役会の意見

反対 当行取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

当行は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の最重要課題の1つとして認識しており、1株当たりの配当の下限を5円とし、安定配当と自己株式取得による積極的な株主還元を実施することを基本方針とし、株主還元の充実を進めております。

具体的には、株主の皆さまに過去最高の配当水準を維持する方針をお示しするため、2023年8月25日、「中期経営目標」における配当目標を「連結配当性向40%以上（2022年度から2025年度まで毎年度）」から「1株あたりの年間配当目標額20円以上（2023年度から2025年度まで毎年度）」へ変更しております。

他方で、当行は、地域金融機関として持続的に企業価値を向上させていくためには、株主の皆さまへの利益還元の充実に加え、成長投資や健全性の確保といったことをバランスよく実現することが重要であると考えております。地域企業への積極的な支援を中心とした成長投資を進めながら、いかなる状況においても地域企業の支援が可能となる健全性を維持するという観点においては、現状の当行の配当方針に基づく施策を進めることが最適だと考えております。

一方、本議案にかかる剰余金の配当を実施することは、上記のような地域金融機関としての当行の存在意義を踏まえると、短期的な視点に基づくものと考えざるを得ず、当行の中長期的な企業価値の向上には繋がらないものと判断いたしました。

以上の理由により、当行取締役会は、本議案に反対いたします。

自己株式の取得の件

(1) 議案の要領

会社法156条1項の規定に基づき、本定時株主総会終結のときから1年以内に当社普通株式を、株式総数1760万株、取得価格の総額181億円（ただし、会社法により許容される取得価額の総額（会社法461条に定める「分配可能額」）が当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得価額の総額の上限額）を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(2) 提案の理由

2023年11月の第52回インフォメーションミーティングや2023年9月の日本経済新聞電子版に掲載した「八十二銀行の松下頭取、投資家の政策株縮減要求に異論」記事で明らかになったように、当社においては、時価ベースでの政策保有株式削減や事業のリスク・リターンに比して高い自己資本比率の将来像が不透明である。過剰資本を放置したままでは、株主資本コストにROEが劣化する非効率的な資本配分を是正できないため、PBRの1倍割れが恒常化する。

第52回インフォメーションミーティングにおける質疑応答においては、「自己資本比率の16.77%は高いと思うが、妥当と考える自己資本比率はどれくらいか」という質問に対して「今の段階では申し上げられない。さまざまな展開を検討している」、「財務レバレッジが低いと思うが、今後増やしていくのか」との質問には「適正な自己資本等について検討中である」と当社は回答しており、国際基準行で最高水準の自己資本比率の正当性を挙証できていない。

収益力改善の議論においても、第52回インフォメーションミーティングの開示資料39頁、「PBR向上に向けた取組み」の項において、当社はPERの中身として、株主資本コストから期待成長率を差し引いた逆数を示しているが、正確な表現ではない。成長する事業のROEが株主資本コストを上回っていない限り、利益成長は逆にPERを低下させ、株主価値を毀損する。当社の「PBR向上に向けた取組み」には「期待成長率」の質に関する説明が不十分であり、当社の「成長」が果たして、PBR改善に寄与するかが不透明となるため、少数株主にとってはリスク要因となる。

そこで、PBR1倍回復の道筋を確かなものとするために、自社株買いが必要となる。上述のとおり、当社は時価総額の90%を超える政策保有株式を保有しているため、自己株式の取得原資は十分過ぎるほどある。提案した株式総数は、当社株式の過去1年の売買高の5%に相当し、流動性の観点からしても、市場が十分に吸収できる合理的な水準である。

当社は国際統一基準行としても十分に高い自己資本比率を誇っており、提案した時価総額の4%程度に相当する額の自己株式の取得が当社の地域経済に対するシステミック・リスクに発展する可能性は低く、当社の「健全経営を堅持し、もって地域社会の発展に寄与する」という経営理念とも矛盾しない。

当行取締役会の意見

反対 当行取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

当行は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の最重要課題の1つとして認識しており、1株当たりの配当の下限を5円とし、安定配当と自己株式取得による積極的な株主還元を実施することを基本方針とし、株主還元の充実を進めております。

当行は、地域金融機関が持続的に企業価値を向上させていくためには、株主還元の充実に加え、成長投資や健全性の確保といったことをバランスよく実現することが重要であると考えております。したがって、自己株式の取得については、地域企業への積極的な支援を中心とした成長投資を進めながら、いかなる状況においても地域企業の支援が可能となる健全性を維持するという観点も踏まえつつ、当行の財務状況や事業計画のほか、株式の取引状況や株価等を踏まえ時期や金額について機動的かつ柔軟に検討したうえで実施することを重視しております。この考え方に基づき、直近では、2022年度に約100億円、2023年度に約100億円の自己株式を取得し、2024年度につきましても約100億円の自己株式の取得を計画し、公表しております。

当行は、上記記載の方針や考え方にに基づき今後も適時適切に自己株式の取得を実施したいと考えておりますが、本議案にかかる自己株式の取得はこうした方針や考え方を考慮しておらず、また、財務的な制約等が生じかねないことから、適当ではないと判断いたしました。

以上の理由により、当行取締役会は、本議案に反対いたします。

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

■ 当行の主要な事業内容

当行は預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、信託業務、金融商品仲介業務等を行い、地域の皆さまに幅広い金融商品・サービスを提供しています。

■ 株式会社長野銀行との経営統合

当行は、2023年6月1日、株式会社長野銀行（以下、「長野銀行」といい、当行と長野銀行を総称して「両行」といいます。）の発行済み株式の全部を取得し、長野銀行と経営統合いたしました。現在、関係当局の許認可の取得等を前提として、2026年1月1日に予定している合併（以下「本合併」といいます。）及びシステム統合に向けた準備を進めております。

本合併に合わせ、本株主総会において定款変更（商号の変更）が承認されることを前提として、株式会社八十二銀行から株式会社八十二長野銀行（英文名The Hachijuni Nagano Bank, Ltd.）に商号変更し、企業ロゴマークを変更いたします。

両行は、「競争から共創へ」をテーマに、早期融和を実現するとともに、これまで培ってきたノウハウ、リレーション及び人材を掛け合わせることで、地域と共に成長できる銀行へと変革し、お客さま、地域・株主の皆さま、従業員等により良い価値を提供してまいります。

【ロゴマークのデザインコンセプト】

シンボルマークは安定・親しみを感じられる角を落とした三角形を用い、緑豊かな自然に包まれた信州の特徴と、地域に根差した誠実な銀行であることを表現しています。

三角形が幾重にも重なって広がる様子には、両行のイニシャルである H と N が含まれており、信州の山々の重なりを示すとともに、両行が合わさり、新たな領域を創り出す様を表現しています。



八十二長野銀行

ロゴタイプはシンボルマークがもつ安定感を、「ハ」を中心に反映し、八十二長野銀行が盤石な基盤の上に運営されていることを象徴しています。

地域に根差し、相談される親しみやすい銀行であるために、シンボルマークであしらっていた柔らかい角の丸みも特徴の一部として取り入れています。

■ 経済環境

2023年度のが国経済は、業績回復を背景とした増産投資や省力化・合理化投資を中心に設備投資が底堅く推移したものの、物価高による節約志向の高まりなどから個人消費が力強さを欠き、全体として一進一退で推移しました。

当行の主要な営業基盤である長野県経済においても、持ち直しの動きが続くも一部に弱さがみられました。生産面では、車載用半導体不足の緩和により自動車部品が堅調に推移したものの、IT関連分野における在庫調整の影響や海外経済の減速に伴う外需の縮小などにより総じて低調でした。個人消費では、大型小売店売上高は底堅い内食需要や販売価格の上昇から前年を上回って推移し、自動車販売は車載用半導体の不足等に伴う納車遅れが解消され持ち直しました。住宅投資では、資源高や人手不足を背景とした住宅価格の高止まりの影響から、住宅着工戸数は減少しました。公共投資では、国土強靱化計画に伴う防災・減災工事やインフラ関連の大型工事等により工事量は高水準を維持しました。

■ 事業の経過及び成果

こうした経済環境の下、お客さまニーズや社会環境の変化にあわせてビジネスモデルを変革していくために、中期経営ビジョン2021「『金融×非金融×リレーション』でお客さまと地域を支援する」に取り組んでいます。5つのテーマ「経営の根幹としてのサステナビリティ」「ライフサポートビジネスの深化」「総合金融サービス・機能の提供」「業務・組織のデジタル改革」「成長とやりがいを支える人事改革」の実現を目指すとともに、経営理念で掲げる地域社会の発展に貢献するため、幅広い活動を展開しております。

○ テーマ①「経営の根幹としてのサステナビリティ」

地域社会の持続的な発展を支援すべく、長野県のリーディングバンクとして金融、非金融の両面から地域の社会課題の解決に取り組んでおります。

金融面においては、環境問題や社会課題を解決し持続可能な社会の実現に資するサステナブルファイナンスを2021年度から2030年度までに累計1.5兆円実行する目標を掲げ、サステナビリティ・リンク・ローン、ポジティブ・インパクト・ファイナンス、八十二サステナビリティ1号ファンドなど多様な資金調達手段を提供しております。

非金融面では、お客さまのサステナビリティ経営の導入・高度化に伴走支援する「サステナビリティ経営支援サービス」を開始し、また、お客さまの脱炭素化取組支援など、お客さまのサステナビリティに資する取組みを強化しております。

当行の脱炭素化につきましては、店舗のZEB化やCO2フリー電力の導入を進め、中期経営目標である温室効果ガス（CO2）排出量目標の「スコープ1、2 ネットゼロ」を国内銀行で初めて達成しました。

これらの取組みの結果、国際環境非営利団体CDPが、世界の主要企業の環境問題に対する取組みを評価するCDP2023（気候変動）において、国内銀行で初めて最高ランクのA評価を獲得しました。

また、2020年に賛同したTCFDに続き、2024年3月にTNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）に賛同し、取組を開始しました。これまで以上に、地域社会の自然資本や生物多様性保全に取組んでまいります。

○ テーマ②「ライフサポートビジネスの深化」

当行は金融サービスの高度化に加え、非対面取引の機能拡充・非金融サービスの充実によってお客さまの暮らし全般を生涯にわたってサポートできる銀行を目指しております。

金融サービスの高度化につきましては、保険代理店と銀行が共同運営する全国初の保険コンサルティング拠点「はちのの保険プラザ」にて、お客さまの幅広い保険ニーズにお応えしております。相続に関するご相談の拠点「はちのの相続コンサルプラザ」では、ご高齢のお客さまの財産管理ニーズや次世代への相続・資産承継ニーズにお応えしております。また、営業店担当者と営業渉外部「信託グループ」が連携し、資産継承コンサルティングを通じて、お客さまに寄り添ったご提案を行っております。

非対面取引の機能拡充・非金融サービスの充実につきましては、スマートフォンアプリ「Wallet+」を通じ、口座残高やお取引内容の確認、月々の収支管理、地域情報やクーポン配信など、サービス提供を強化しております。非対面の推進部署「お客さまコンタクトチーム」では、資産運用のご相談を中心に多くのお客さまに当行サービスをご紹介します。日常生活に関するお困りごとを解決する「はちののライフサポートサービス」もご好評をいただいております。非金融面においても引き続きお客さまのお役に立てる取組を進めてまいります。

○ テーマ③「総合金融サービス・機能の提供」

当行はコンサルティングメニューやグループ機能を拡充することで、事業者さまの企業経営に関する幅広いご相談をワンストップでサポートできる銀行を目指しております。

事業者さまの経営課題解決に向けた取組としましては、各種補助金の活用支援や、事業承継、M&A、事業再生支援等において、営業店担当者と本部が一体となって、経営戦略の策定段階から積極的にご支援しております。また、株式会社マネーフォワードとの提携による「業務デジタル化支援サービス」では、電子帳簿保存法やインボイス制度への対応等を含めた事業者さまのDX・デジタル化についてもサポートしております。

グループ機能の強化・裾野拡大としましては、6月の経営統合に伴う長野銀行の子会社化により、長野銀行のお客さまに対しても当行グループ会社によるサービス提供が可能となりました。八十二スタッフサービス株式会社による人材派遣や紹介、長野経済研究所による各種コンサルティング等を提供しております。また、地域商社と電力事業を担う八十二Link Nagano株式会社では、海外販路開拓支援として10、11月に展示商談会・イベントへ事業者様の日本酒をはじめとする長野県産品を出展し、12月には現地の一般消費者向けに越境ECサイトをオープンしました。電力事業では、第一号案件としてオンサイトPPAによる太陽光発電システムでの再生可能エネルギー電力の供給を開始しました。事業者さまの海外販路開拓や脱炭素化支援を引き続き行うことにより、事業成長や地域の持続的な発展に貢献してまいります。

○ テーマ④「業務・組織のデジタル改革」

当行はデジタル技術やデータ利活用による業務の効率化や新サービスの開発を通じて、新たなビジネスモデルの構築に取り組んでおります。

お客さまの利便性向上に向けた取組みとしましては、融資取引における電子契約サービス導入、来店予約システム導入、投資信託手続きにおける交付物の電子化等に加え、5月には一部生命保険商品のインターネット申込受付を開始し、2024年1月には住宅ローン事前相談サービスのWEB申込を開始しました。

データを活用したサービスの高度化としましては、当行の持つ大量の取引データとAI技術を活用し、AIモデル構築の内製化を実現しております。これにより業況変化をいち早く把握できる業況変化予測や、AI審査による審査回答の早期化や提出資料削減を可能にするオンラインレンディング等、事業者さまをサポートできる体制を強化しております。

○ テーマ⑤「成長とやりがいを支える人事改革」

当行は、職員一人ひとりが成長とやりがいを実感できる組織を目指し、多様化する職員の価値観やライフスタイルに対応するため、人事制度や働き方の改革を進めております。

5月に実施したエンゲージメント調査では、トータルエンゲージメントスコアが3.88（5点満点中）、肯定的な回答をした割合とされる肯定回答率が73.9%となり、いずれも他社平均を上回りました。今後も職員との対話を重ね、より良い職場環境や働きがい向上につながる活動を進めてまいります。

6月には長期人事方針を策定し、お客さまから求められる人材像－「強みの確立」「進取の精神」「自ら考え行動する」－に資する育成とその環境整備に取り組んでおります。その一環として、「Your Time（1 on 1 ミーティング）」を開始しました。上司・部下間の定期的なコミュニケーション機会の定着が図られるとともに、各自の強みを伸ばすコーチングを実施することで、職員一人ひとりの能力伸長による組織活性化を目指してまいります。

また11月には、働き方改革の一環として、本部サテライトオフィスを松本市に設置しました。職員の多様なキャリア形成の支援や、複線型人事制度の活用促進による適材適所配置の実現、通勤負担の軽減による職員のウェルビーイング向上等を促進してまいります。

■ 当期の業績（概要）

○ 損益の状況

経常収益は、資金運用収益の増加を主因として前期比25億6千8百万円増加して1,622億8千1百万円となりました。

また、経常費用は、その他業務費用の減少を主因として前期比34億3千1百万円減少して1,260億3千1百万円となりました。

この結果、経常利益は前期比60億円増加して362億4千9百万円となりました。

当期純利益は前期比56億円増加して271億7千4百万円となりました。

なお、連結業績につきましては、経常利益が前期比3億2千3百万円増加して352億1千7百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比129億3千6百万円増加して370億7千1百万円となりました。

○ 預金・貸出金

預金は、個人預金及び法人預金を中心に期中2,812億円増加したことから、期末残高は8兆4,676億円となりました。

貸出金は、法人向け資金を中心に期中473億円増加したことから、期末残高は6兆2,034億円となりました。このうち中小企業向け資金は期中215億円減少して期末残高は1兆7,956億円、個人向け資金は期中320億円増加して期末残高は1兆3,871億円となりました。

○ 有価証券

有価証券につきましては、市場動向を注視し、安定的な収益を確保するとともに機動的な運用に努めました。株式及び社債中心に期中6,603億円増加し、期末残高は3兆3,459億円となりました。

○ その他

銀行の健全性を示す総自己資本比率は、連結20.74%、単体21.00%となり、銀行界トップ水準を維持しております。

■ 対処すべき課題

2023年5月、新型コロナウイルスの感染症法上の分類が5類に引き下げられたことで、インバウンドを含む人々の移動や物流が回復しました。一方、少子高齢化による労働力の減少、円安や中東情勢の緊迫化によるエネルギー資源の高騰などを要因とした物価上昇、マイナス金利解除を契機とした金利先高観など、取り巻く経済環境は不確実性を増しております。

このような環境のなか、私たち八十二グループは、地域のリーディングカンパニーとして、変化に対応し、持続可能な地域社会の実現に向けて、「中期経営ビジョン2021」を掲げ「経営の根幹としてのサステナビリティ」を中心にさまざまな取り組みを進めております。

世界的に要請が高まっている脱炭素化については、再生可能エネルギーの導入、ZEB店舗の拡大などを進め、中期経営目標である温室効果ガス排出量「スコープ1、2 ネットゼロ」を2023年度に国内銀行として初めて達成いたしました。温室効果ガスのさらなる削減を進めていくことに加え、お客さまの脱炭素化への取り組みについても積極的にサポートしてまいります。

また、2023年6月1日、当行は株式交換により長野銀行を子会社化し、2026年1月1日の合併に向けて準備を進めております。両行のコンサルティング機能を相互に提供し、お客さま支援に取り組む「共創プロジェクト」を通して、より質の高いサービスを提供いたします。合併により、システム・事務の統一と店舗網の最適化を行い、経営の効率化を進めてまいります。あわせて、職員一人ひとりの多様な価値観や強み・適性を踏まえた育成を進め、付加価値の高い課題解決策を提供できる多くの人材を創出し、戦略分野や新規業務の拡大に向けて再配置いたします。これらの取り組みにより、地域経済・地域社会の活性化と質的豊かさの実現に貢献し、八十二グループの収益力向上に全力で取り組んでまいります。

これからも株主の皆さま、地域の皆さまのご期待にお応えすべく努力してまいります。

株主各位のご厚情に心より感謝申し上げますとともに、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
預 金	7,670,775	8,066,627	8,186,401	8,467,695
定期性預金	2,398,680	2,436,170	2,375,016	2,359,638
その他	5,272,094	5,630,457	5,811,384	6,108,057
貸 出 金	5,587,528	5,974,071	6,156,100	6,203,423
個人向け	1,244,386	1,312,385	1,355,060	1,387,137
中小企業向け	1,669,635	1,695,376	1,817,165	1,795,653
その他	2,673,507	2,966,309	2,983,874	3,020,633
特定取引資産 (トレーディング資産)	12,157	13,370	18,773	45,596
特定取引負債 (トレーディング負債)	3,066	4,279	6,672	5,873
有 価 証 券	3,333,897	2,809,850	2,685,558	3,345,955
国 債	1,181,165	820,553	546,702	531,088
地 方 債	352,304	308,214	341,933	380,588
その他	1,800,426	1,681,082	1,796,922	2,434,277
総 資 産	12,075,029	13,265,200	12,887,406	13,711,395
内 国 為 替 取 扱 高	48,304,853	50,221,596	53,660,119	54,253,505
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 22,639	百万ドル 24,376	百万ドル 22,958	百万ドル 21,811
経 常 利 益	26,152	31,365	30,249	36,249
当 期 純 利 益	18,517	22,396	21,574	27,174
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円 銭 37 83	円 銭 45 74	円 銭 44 60	円 銭 55 97
信 託 財 産	347	673	1,091	1,457
信 託 報 酬	2	7	10	12

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2 貸出金のうち個人向けおよび中小企業向けには、当座貸越を含め、海外支店貸出および特別国際金融取引勘定貸出を除いて記載しております。

3 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株数）で除して算出しております。

＜ご参考＞ 連結業績の推移

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
経 常 収 益	152,042	148,205	198,009	212,201
経 常 利 益	32,147	38,047	34,893	35,217
親会社株主に帰属する当期純利益	22,384	26,667	24,135	37,071
純 資 産 額	909,694	912,698	915,953	1,118,275
総 資 産	12,160,638	13,343,796	12,963,799	14,827,752

- (注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2 2021年度より団体信用生命保険の配当金を経常収益から経常費用の減少に表示を変更しております。2020年度の経常収益にもこの変更を反映しております。
 3 2023年度より金銭の信託運用益及び金銭の信託運用損を信託ごとに相殺する表示に変更しております。2022年度以前の経常収益にもこの変更を反映しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	3,289人
平 均 年 齢	42年 6月
平 均 勤 続 年 数	14年 10月
平 均 給 与 月 額	388千円

- (注) 1 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2 使用人数には、臨時雇用および嘱託は含まれておりません。
 3 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数

	当 年 度 末
長野県	うち出張所 131店 (9)
新潟県	4 (一)
東京都	6 (一)
埼玉県	5 (一)
群馬県	2 (一)
愛知県	1 (一)
岐阜県	1 (一)
大阪府	1 (一)
国内計	151 (9)
アジア	1 (一)
海外計	1 (一)
合計	152 (9)

(注) 1 上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所を2か所、店舗外現金自動設備を222か所、株式会社ローソン銀行との提携による店舗外現金自動設備を13,541か所（長野県内162か所、県外13,379か所）、株式会社セブン銀行との提携による店舗外現金自動設備を25,890か所（長野県内490か所、県外25,400か所）、株式会社イーネットとの提携による店舗外現金自動設備を11,624か所（長野県内144か所、県外11,480か所）それぞれ設置しております。また、店舗出店規制緩和を受け窓口営業を行わない法人取引専門営業所を1か所設置しております。

2 国内店のうち19店（うち出張所2店）はランチ・イン・ランチ方式（店舗内店舗方式）により他店舗内へ移転しており、店舗の拠点数としては132か所（長野県内114か所、県外18か所）となっております。

ロ. 店舗の移転・統合

移転・統合年月	対象店舗	受入店舗
2023年5月	池田支店	あづみ松川支店
2023年8月	青山支店	東京営業部
2024年1月	明科支店	穂高支店
2024年1月	朝陽支店	東和田支店
2024年2月	池袋支店	新宿支店
2024年2月	高遠支店	伊那支店
2024年3月	更北支店	川中島支店

※2024年2月、長野銀行東京支店を八十二銀行東京営業部へ移転し共同店舗としました。

ハ. 当年度新設営業所

該当事項はありません。

- (注) 1 支店の廃止 (1か所)
香港支店
- 2 店舗外現金自動設備の新設 (5か所)
池田出張所、明科出張所、朝陽出張所、高遠出張所、更北出張所
- 3 店舗外現金自動設備の廃止 (2か所)
マツモトキヨシしげの店出張所、オリンパス光学工業八王子事業場出張所

二. 銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所または事務所の所在地	銀行代理業務以外の主要業務
iBankマーケティング株式会社	福岡県福岡市中央区西中洲6番27号	情報処理・情報通信サービス業

ホ. 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	4,723
---------	-------

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
事務機器、システム機器の導入・更改等	2,431
ソフトウェア	1,447

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

当行は親会社を有しておりません。

□. 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	資本金	当行が 有する 子会社等 の議決 権比率	その他
株 式 会 社 長 野 銀 行	長野県松本市渚 2丁目9番38号	銀 行 業	百万円 13,017	% 100.00	—
八十二証券株式会社	長野県長野市大字 南長野字石堂南 1277番地2	有価証券の売買 有価証券売買の媒介、 取次および代理	3,000	100.00	—
八 十 二 リ ー ス 株 式 会 社	長野県長野市大字 中御所岡田218 番地14	リ ー ス 業 務	200	100.00	—
株 式 会 社 ながぎんりーす	長野県松本市大手 2丁目2番16号	リ ー ス 業 務	34	75.42	—
株 式 会 社 八 十 二 カ ー ド	長野県長野市大字 中御所218番地11	クレジットカード業務	30	100.00	—
長 野 カ ー ド 株 式 会 社	長野県松本市大手 2丁目2番16号	クレジットカード業務 信用保証業務	30	95.00	—
八 十 二 信 用 保 証 株 式 会 社	長野県長野市大字 中御所字岡田178 番地2	信 用 保 証 業 務	30	100.00	—
八 十 二 キ ャ ピ タ ル 株 式 会 社	長野県長野市大字 南長野南石堂町 1282番地11	投 資 業 務	200	10.00	—
八 十 二 ス タ ッ プ サ ー ビ ス 株 式 会 社	長野県長野市大字 中御所字岡田178 番地2	労働者の派遣業務 有料職業紹介業務 事務代行業務	20	100.00	—
やまびこ債権回収 株 式 会 社	長野県長野市大字 中御所字岡田178 番地2	債 権 管 理 回 収 業 務	510	99.00	—
八十二オートリース 株 式 会 社	長野県長野市大字 中御所岡田218 番地14	リ ー ス 業 務	100	0.00	—
八 十 二 ア セ ッ ト マ ネ ジ メ ン ト 株 式 会 社	東京都中央区 日本橋室町4丁目 1番22号	投 資 運 用 業 務	200	100.00	—

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
八十二インベストメント株式会社	長野県長野市大字南長野南石堂町1282番地11	投資業務	30	100.00	—
八十二 Link Nagano株式会社	長野県長野市大字中御所字岡田178番地8	地域商社事業 電力(発電)事業	100	100.00	—

ハ. 重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携（略称「ACS」）により、ATMの相互利用による現金引出し等のサービスを提供しています。
2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）及び労働金庫との提携（略称「MICS」）により、ATMの相互利用による現金引出し等のサービスを提供しています。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称「CNS」）との提携により、取引先企業との間の総合振込、口座振替、入出金取引明細等のデータ授受サービスを提供しています。
4. 株式会社イーネットと提携し、共同設置ATMによる現金引出し・現金預け入れ等のサービスを提供しています。
5. 株式会社セブン銀行と提携し、セブン銀行のATMでの現金引出し・現金預け入れ等のサービスを提供しています。
6. 株式会社ローソン銀行と提携し、ローソン銀行のATMでの現金引出し・現金預け入れ等のサービスを提供しています。
7. 当行が開発した共同版システムを、じゅうだん会行（山形銀行、筑波銀行、武蔵野銀行、阿波銀行、宮崎銀行、琉球銀行）に提供しています。
8. 株式会社ゆうちょ銀行と提携し、ATMの相互利用による現金引出し・現金預け入れ等のサービスを提供しています。
9. 長野県内6信用金庫（アルプス中央信用金庫、飯田信用金庫、上田信用金庫、諏訪信用金庫、長野信用金庫、松本信用金庫）と提携（名称「ぐるっと信州ネット」）し、ATMの相互利用による現金引出し等を無料又は割引にて利用可能としています。
10. 長野銀行、東邦銀行、群馬銀行と提携し、ATMの相互利用による現金引出し等を無料又は割引にて利用可能としています。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職	そ の 他
浅 井 隆 彦	取締役会長 会長執行役員 監査部 担当	株式会社長野銀行 取締役	—
松 下 正 樹	取締役頭取 (代表取締役) 東京執行役員 秘書室 担当 庶務 担当	—	—
樋 代 章 平	取締役副頭取 (代表取締役) 副頭取 執行役員 リス ク 統括 担当 人 総務 部 担当 総務 部 担当	—	—
中 村 誠	取締役常務執行役員 企業デジタルトランスフォーメーション部 担当 金融 市場 部 担当 シ ス テ ム 部 担当	—	—
西 澤 仁 志	取 締 役	株式会社長野銀行 取締役頭取および 代表取締役	—
田 下 佳 代	取 締 役 (社 外 役 員)	—	弁護士
濱 野 京	取 締 役 (社 外 役 員)	—	—
神 澤 鋭 二	取 締 役 (社 外 役 員)	キッセイコムテック 株式会社 代表取締役 会長 最高経営責任者 (CEO)	—
金 井 孝 行	取 締 役 (社 外 役 員)	—	—
峰 村 千 秀	常 勤 監 査 役	—	—
笠 原 昭 寛	常 勤 監 査 役	—	—
山 沢 清 人	監 査 役 (社 外 役 員)	—	—
田 中 隆 之	監 査 役 (社 外 役 員)	—	—
堀 浩	監 査 役 (社 外 役 員)	—	—

(注) 1 社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2 取締役佐藤信司氏は、2023年6月23日開催の第140期定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。

3 当行は執行役員制度を採用しております。取締役を兼務していない執行役員は次のとおりであります。

氏 名	地 位 及 び 担 当	その他
吉 村 繁	常務執行役員 営業企画部 営業渉外部 国際部担当	—
高 野 健 光	常務執行役員 融資部 業務統括部 事務センター担当	—
上 村 勝 也	常務執行役員 松本営業部長	—
北 山 良 一	常務執行役員 本店営業部長	—
伊 藤 啓 悟	常務執行役員 東京営業部長兼青山支店長	—
馬 場 智 義	執行役員 システム部長	—
堀 内 厚 志	執行役員 上田支店長	—
増 田 哲	執行役員 諏訪エリア諏訪支店長 兼上諏訪駅前支店長	—
河 野 敦	執行役員 飯田エリア飯田支店長	—
吉 田 秀 樹	執行役員 伊那エリア伊那支店長	—
出 澤 英 則	執行役員 高田支店長	—
伊 東 清 美	執行役員 監査部長	—
赤 羽 達 也	執行役員 営業企画部長	—
木 村 岳 彦	執行役員 企画部長	—

(2) 会社役員に対する報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当行は、2021年2月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について「選任・報酬委員会」へ諮問し、答申を受けております。「選任・報酬委員会」は、独立社外取締役を含む取締役3名以上により構成される取締役会の諮問機関であります。

また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、「選任・報酬委員会」からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針は次のとおりです。

1. 基本方針

当行の取締役の報酬は、取締役が業績向上と企業価値向上への貢献意欲、ならびに株主重視の経営意識を高めて経営を行うためのインセンティブとなる体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各取締役が果たすべき職責やその成果等を踏まえ適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、確定金額報酬、業績連動型報酬および非金銭報酬により構成する。

なお、社外取締役については、その職務に鑑み、確定金額報酬のみを支払うこととする。

2. 確定金額報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

確定金額報酬は月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、当行業績や他社水準等を総合的に勘案して決定する。

3. 業績連動型報酬に係る業績指標の内容およびその業績連動型報酬の額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

業績連動型報酬は、取締役の業績向上への貢献意欲や士気を高めることを目的とした短期インセンティブとして位置付け、一事業年度の最終成果である当期純利益を業績指標とし、各事業年度の単体当期純利益の額に応じて算出された額を毎年一定の時期に現金で支給する。

4. 非金銭報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

非金銭報酬は、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有し、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的と位置付け、株式報酬型ストックオプションとする。各取締役に割り当てる新株予約権の数は、株主総会で承認された上限金額の範囲内で役位別に定めるストックオプション報酬額を当該新株予約権1個あたりの新株予約権個数を決定するための公正価額で除して算出された数（ただし、株主総会で承認された1年間の個数を上限とする）とし、定時株主総会開催日から1年以内の日までの期間に割り当てる。

5. 確定金額報酬の額、業績連動型報酬の額、非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

各取締役の種類別の報酬割合は、基本方針を踏まえ、役位に応じた適切な割合とする。取締役の個人別の報酬等の額の割合を決定する上で前提となる全体の種類別の報酬金額は以下のとおり。

種類別の報酬金額（2008年6月25日株主総会決議）

・取締役の報酬体系は確定金額報酬、業績連動型報酬、ストックオプション報酬とし、以下のとおりとする。（ただし、使用人兼取締役の使用人分給与は含まない）

- i 確定金額報酬は月額25百万円以内とすること
- ii 業績連動型報酬は当期純利益を基準として支給すること
- iii スtockオプション報酬額は「株式報酬型ストックオプション」とし、新株予約権を年額100百万円以内（1年間の個数の上限：1,500個、1年間の株数の上限：普通株式15万株）の範囲で割り当てること

・当期純利益による業績連動型報酬枠

当期純利益水準	報酬枠
～100億円以下	－
100億円超～150億円以下	4千万円
150億円超～200億円以下	5千万円
200億円超～250億円以下	6千万円
250億円超～300億円以下	7千万円
300億円超～350億円以下	8千万円
350億円超	9千万円

6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき取締役頭取がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の確定金額報酬の額および業績連動型報酬の額ならびに新株予約権の割当個数とする。なお、選任・報酬委員会は、取締役の報酬に関する事項について審議し、取締役会に対し助言・提言を行うものとし、取締役頭取は、その助言・提言を踏まえて各取締役の確定金額報酬の額および業績連動型報酬の額ならびに新株予約権の割当個数を決定する。

□. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数 (名)
		確定金額報酬	業績連動型報酬	非金銭報酬	
取 締 役 (うち社外取締役)	261 (21)	154 (21)	70 (―)	36 (―)	12 (4)
監 査 役 (うち社外監査役)	75 (16)	75 (16)	― (―)	― (―)	7 (5)
合 計 (うち社外役員)	336 (37)	229 (37)	70 (―)	36 (―)	19 (9)

- (注) 1 員数には当事業年度に退任した取締役3名および監査役2名を含めております。
- 2 業績連動型報酬にかかる業績指標は当期純利益であり、その実績は27,174百万円であります。当該指標を選択した理由は、一事業年度の最終成果であるからであります。当行の業績連動型報酬は、当期純利益の水準に応じて報酬枠を決定しております。
- 3 非金銭報酬の内容は株式報酬型ストックオプションであり、新株予約権割当の際の条件等は「イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」のとおりであります。
- 4 取締役の確定金額報酬の額は、2008年6月25日開催の第125期定時株主総会において、月額25百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名です。
- また、確定金額報酬とは別枠で、2008年6月25日開催の第125期定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションとして、新株予約権を年額100百万円以内（1年間の個数の上限：1,500個、1年間の株数の上限：普通株式15万株）の範囲で割り当てることと決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名です。
- 5 監査役の報酬につきましては、2008年6月25日開催の第125期定時株主総会において、確定金額報酬月額8百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。なお、当該報酬額の配分は監査役の協議に基づき決定しております。
- 6 取締役会は、各取締役の確定金額報酬の額および業績連動型報酬の額ならびに新株予約権の割当個数の決定を、取締役頭取松下正樹（東京事務所、秘書室担当）に委任しております。委任した理由は、当行全体の業績を勘案しつつ各取締役の評価を行うには頭取が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に「選任・報酬委員会」がその妥当性について確認しております。

(3) 責任限定契約

氏 名				責任限定契約の内容の概要
田	下	佳	代	会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。
濱	野		京	
神	澤	鋭	二	
金	井	孝	行	
山	沢	清	人	
田	中	隆	之	
堀			浩	

(4) 補償契約

イ. 在任中の会社役員との間の補償契約

該当事項はありません。

ロ. 補償契約の履行等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当行は、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。

【被保険者の範囲】

当行取締役、監査役、執行役員

【役員等賠償責任保険契約の内容の概要】

① 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

② 填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害および訴訟費用等について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

③ 役員等の職務の適正性が損なわれなかったための措置

保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしています。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

神澤鋭二氏はキッセイコムテック株式会社の代表取締役を兼職しております。なお、当行とキッセイコムテック株式会社との間には預金、貸出金等の取引があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	主な活動状況
田 下 佳 代	7年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、主に弁護士としての専門的な見地から発言を行っております。また、選任・報酬委員会の委員長を務めており、取締役等の選任、報酬等に関する審議において、独立した立場から発言を行うなど、社外取締役としての期待役割を果たしております。
濱 野 京	2年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、主にグローバル分野における専門的な見地から発言を行っております。また、選任・報酬委員会の委員を務めており、取締役等の選任、報酬等に関する審議において、独立した立場から発言を行うなど、社外取締役としての期待役割を果たしております。
神 澤 鋭 二	2年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、主にDX分野における専門的な見地から発言を行っております。また、選任・報酬委員会の委員を務めており、取締役等の選任、報酬等に関する審議において、独立した立場から発言を行うなど、社外取締役としての期待役割を果たしております。
金 井 孝 行	1年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、主に企業経営・ガバナンス分野における専門的な見地から発言を行っております。また、選任・報酬委員会の委員を務めており、取締役等の選任、報酬等に関する審議において、独立した立場から発言を行うなど、社外取締役としての期待役割を果たしております。
山 沢 清 人	7年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会14回全て、および監査役会14回全てに出席し、主に豊富な学識経験と組織運営に関する幅広い見識に基づいて発言を行っております。
田 中 隆 之	9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会10回中8回、および監査役会10回全てに出席し、主に金融分野・経済学における専門的な見地から発言を行っております。
堀 浩	9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会10回全て、および監査役会10回全てに出席し、主に企業経営に関する豊富な経験と金融分野における専門的な見地から発言を行っております。

(注) 監査役田中隆之氏および堀浩氏については、2023年6月23日の就任後に開催された取締役会および監査役会のみを対象としております。

(3) 社外役員に対する報酬等

	支給人数	銀行からの報酬等（百万円）	銀行の親会社等からの報酬等（百万円）
報酬等の合計	9人	37（一）	—

（注）（一）は確定金額報酬以外の金額について内書きしております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4

(1) 株式数

発行可能株式総数 2,000,000千株

発行済株式の総数 513,767千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

28,697名

(3) 大株主

株 主 の 氏 名 又 は 名 称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	57,183	11.85
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	19,742	4.09
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	13,626	2.82
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	13,603	2.82
信 越 化 学 工 業 株 式 会 社	11,830	2.45
昭 和 商 事 株 式 会 社	11,820	2.45
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	9,798	2.03
あ い お い ニ ッ セ イ 同 和 損 害 保 険 株 式 会 社	9,598	1.98
清 水 建 設 株 式 会 社	7,983	1.65
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	7,693	1.59

(注) 1 持株数等は千株未満を、持株比率は小数点第3位以下をそれぞれ切り捨てて表示しております。

2 持株比率は、持株数を発行済株式数（自己株式を除く）で除して算出しております。

(4) 役員保有株式

該当事項はありません。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ	73百万円	—
指定有限責任社員 陸田 雅彦		
指定有限責任社員 朽木 利宏		
指定有限責任社員 石坂 武嗣		

- (注) 1 当行と会計監査人との間の契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記当該事業年度に係る報酬等にはこれらの合計額を記載しております。
- 2 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
当行監査役会は、「監査役監査基準」等に基づき、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等を確認し、報酬の妥当性について分析・検討した結果いずれも適切・相当であり、監査品質は維持できると考え、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
- 3 当行、子会社および子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額は156百万円です。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

イ. 在任中の会計監査人との間の補償契約

該当事項はありません。

ロ. 補償契約の履行等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、その他の独立性や適格性を害する事由等により会計監査人を解任または不再任することが妥当であると判断した場合には、監査役会の決定に従い、会計監査人の解任または不再任を目的とする議案を株主総会に提出いたします。

ロ. 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、銀行の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が、銀行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実

該当事項はありません。

6 会計参与に関する事項

(1) 責任限定契約

該当事項はありません。

(2) 補償契約

イ. 在任中の会計参与との間の補償契約

該当事項はありません。

ロ. 補償契約の履行等に関する事項

該当事項はありません。

第141期末（2024年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額
(資産の部)	
現金預け金	3,640,220
現金	92,155
預け金	3,548,064
コールローン	7,569
買入金銭債権	127,461
特定取引資産	45,596
商品有価証券	357
特定金融派生商品	6,253
その他の特定取引資産	38,985
金銭の信託	79,026
有価証券	3,345,955
国債	531,088
地方債	380,588
社債	800,245
株式	773,560
その他の証券	860,471
貸出金	6,203,423
割引手形	13,363
手形貸付	63,333
証書貸付	5,355,461
当座貸越	771,265
外国為替	24,926
外国他店預け	22,639
買入外国為替	1,979
取立外国為替	307
その他資産	163,162
未決済為替貸	18
前払費用	813
未収収益	11,704
金融派生商品	67,436
金融商品等差入担保金	22,700
その他の資産	60,487
有形固定資産	24,404
建物	10,920
土地	8,935
リース資産	278
建設仮勘定	45
その他の有形固定資産	4,225
無形固定資産	4,248
ソフトウェア	3,707
その他の無形固定資産	540
前払年金費用	30,737
支払承諾見返	52,713
貸倒引当金	△38,051
資産の部合計	13,711,395

科 目	金 額
(負債の部)	
預金	8,467,695
当座預金	416,622
普通預金	5,519,939
貯蓄預金	58,825
定期預金	2,329,024
定期積金	30,614
その他の預金	112,669
譲渡性預金	81,294
コールマネー	1,179,536
売現先勘定	174,836
債券貸借取引受入担保金	323,201
特定取引負債	5,873
特定金融派生商品	5,873
信用金	2,094,816
借入金	2,094,816
外国為替	2,372
売渡外国為替	318
未払外国為替	2,054
信託勘定借	1,181
その他負債	127,933
未決済為替借	42
未払法人税等	2,818
未払費用	13,527
前受収益	2,009
給付補填備金	0
金融派生商品	29,419
金融商品等受入担保金	7,652
リース債務	307
資産除去債務	277
その他の負債	71,877
退職給付引当金	10,697
睡眠預金払戻損失引当金	191
偶発損失引当金	1,259
繰延税金負債	176,074
支払承諾	52,713
負債の部合計	12,699,677
(純資産の部)	
資本金	52,243
資本剰余金	43,722
資本準備金	29,609
その他資本剰余金	14,113
利益剰余金	499,205
利益準備金	47,610
その他利益剰余金	451,594
固定資産圧縮積立金	1,619
固定資産圧縮特別勘定積立金	256
別途積立金	399,600
繰越利益剰余金	50,118
自己株式	△20,639
株主資本合計	574,531
その他有価証券評価差額金	409,928
繰延ヘッジ損益	27,116
評価・換算差額等合計	437,044
新株予約権	141
純資産の部合計	1,011,717
負債及び純資産の部合計	13,711,395

第141期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) 損益計算書 (単位: 百万円)

科 目	金 額
経常収益	162,281
資金運用収益	117,810
貸出金利息	59,194
有価証券利息配当金	54,116
コールローン利息	307
預け金利息	2,516
その他の受入利息	1,676
信託報酬	12
役務取引等収益	18,673
受入為替手数料	5,137
その他の役務収益	13,535
特定取引収益	114
商品有価証券収益	52
特定金融派生商品収益	61
その他業務収益	13,380
外国為替売買益	2,090
国債等債券売却益	10,973
金融派生商品収益	316
その他経常収益	12,290
償却債権確立益	0
株式等売却益	10,890
金銭の信託運用益	117
その他の経常収益	1,282
経常費用	126,031
資金調達費用	36,857
預金利息	4,568
譲渡性預金利息	6
コールマネー利息	2,239
売現先利息	7,168
債券貸借取引支払利息	3,773
借入金利息	6,463
金利スワップ支払利息	3,884
その他の支払利息	8,752
役務取引等費用	8,325
支払為替手数料	635
その他の役務費用	7,690
特定取引費用	2
その他の特定取引費用	2
その他業務費用	17,253
国債等債券売却損	17,253
営業経費	51,914
その他経常費用	11,678
貸倒引当金繰入額	974
貸出金償却	5
株式等売却損	808
株式等償却	9
金銭の信託運用損	1,081
その他の経常費用	8,798
経常利益	36,249

(単位：百万円)

科 目	金 額
特別利益	1,681
固定資産処分益	131
抱合せ株式消滅差益	1,550
特別損失	1,000
固定資産処分損	252
減損損失	747
税引前当期純利益	36,931
法人税、住民税及び事業税	9,286
法人税等調整額	469
法人税等合計	9,756
当期純利益	27,174

第141期末（2024年3月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額
(資産の部)	
現金預け金	3,717,670
コールローン及び買入手形	7,569
買入金銭債権	127,461
特定取引資産	45,596
金銭の信託	79,993
有価証券	3,643,073
貸出金	6,781,218
外国為替	26,812
リース債権及びリース投資資産	89,110
その他資産	196,387
有形固定資産	37,329
建物	13,015
土地	11,493
リース資産	407
建設仮勘定	45
その他の有形固定資産	12,367
無形固定資産	4,458
ソフトウェア	3,791
リース資産	13
その他の無形固定資産	652
退職給付に係る資産	70,388
繰延税金資産	1,652
支払承諾見返	53,936
貸倒引当金	△54,905
資産の部合計	14,827,752

科 目	金 額
(負債の部)	
預金	9,437,959
譲渡性預金	55,194
コールマネー及び売渡手形	1,179,536
売現先勘定	174,836
債券貸借取引受入担保金	323,201
特定取引負債	5,873
借入金	2,105,286
外国為替	2,379
信託勘定借	1,181
その他負債	164,464
役員株式給付引当金	97
退職給付に係る負債	12,142
睡眠預金払戻損失引当金	274
偶発損失引当金	1,738
特別法上の引当金	15
システム解約損失引当金	2,287
繰延税金負債	189,069
支払承諾	53,936
負債の部合計	13,709,476
(純資産の部)	
資本金	52,243
資本剰余金	71,074
利益剰余金	546,496
自己株式	△20,713
株主資本合計	649,099
その他有価証券評価差額金	411,889
繰延ヘッジ損益	27,116
退職給付に係る調整累計額	25,792
その他の包括利益累計額合計	464,797
新株予約権	141
非支配株主持分	4,236
純資産の部合計	1,118,275
負債及び純資産の部合計	14,827,752

第141期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）連結損益計算書（単位：百万円）

科 目	金 額
経常収益	212,201
資金運用収益	124,761
貸出金利息	64,732
有価証券利息配当金	55,430
コールローン利息及び買入手形利息	308
預け金利息	2,544
その他の受入利息	1,745
信託報酬	12
役務取引等収益	25,695
特定取引収益	302
その他業務収益	47,471
その他経常収益	13,958
償却債権取立益	2
その他の経常収益	13,955
経常費用	176,983
資金調達費用	37,014
預金利息	4,640
譲渡性預金利息	4
コールマネー利息及び売渡手形利息	2,239
売現先利息	7,168
債券貸借取引支払利息	3,773
借入金利息	6,509
その他の支払利息	12,678
役務取引等費用	7,245
特定取引費用	2
その他業務費用	53,551
営業経費	66,251
その他経常費用	12,919
貸倒引当金繰入額	1,130
その他の経常費用	11,788
経常利益	35,217
特別利益	17,524
段階取得による差益	70
固定資産処分益	132
負のれん発生益	17,322
特別損失	1,911
固定資産処分損	261
減損損失	1,646
金融商品取引責任準備金繰入額	3
税金等調整前当期純利益	50,829
法人税、住民税及び事業税	10,940
法人税等調整額	2,851
法人税等合計	13,791
当期純利益	37,038
非支配株主に帰属する当期純損失	33
親会社株主に帰属する当期純利益	37,071

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月9日

株式会社八十二銀行
取締役会 御中有限責任監査法人 トーマツ
長野事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	陸	田	雅	彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	朽	木	利	宏
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石	坂	武	嗣

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社八十二銀行の2023年4月1日から2024年3月31日までの第141期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示

することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月9日

株式会社八十二銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
長野事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	陸 田 雅 彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	朽 木 利 宏
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 坂 武 嗣

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社八十二銀行の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社八十二銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示

することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第141期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む）の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月10日

株式会社 八 十 二 銀 行 監 査 役 会

常勤監査役 峰 村 千 秀 ㊞

常勤監査役 笠 原 昭 寛 ㊞

社外監査役 山 沢 清 人 ㊞

社外監査役 田 中 隆 之 ㊞

社外監査役 堀 浩 ㊞

以 上

株主総会会場 ご案内図

日 時

2024年6月21日（金曜日） 午前10時
（受付開始 午前9時）

会 場

長野市大字中御所字岡田178番地 8
当行本店3階 大会議室
☎ 026-227-1182（代表）



交通のご案内

JR長野駅善光寺口より 徒歩約10分

※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



環境に配慮した
植物油インキを
使用しています。